

淑徳大学 附属図書館規程

(目 的)

第1条 この規程は、淑徳大学学則第8条第2項に基づき、淑徳大学附属図書館（以下「附属図書館」という。）の組織及び運営その他必要な事項について定める。

(組 織)

第2条 附属図書館には、次の図書館及び図書室を各キャンパスに置く。

- 一 千葉キャンパスに淑徳大学附属図書館千葉図書館（以下、「千葉図書館」という。）
- 二 埼玉キャンパスに淑徳大学附属図書館みずほ台図書館（以下、「みずほ台図書館」という。）
- 三 千葉第2キャンパスに淑徳大学附属図書館看護栄養学部図書室（以下、「看護栄養学部図書室」という。）
- 四 東京キャンパスに淑徳大学附属図書館東京図書館（以下、「東京図書館」という。）

2 千葉図書館を本館（以下、「本館」という。）とする。

3 各キャンパスの図書館及び図書室に関する規則は、別に定める。

(図書館の相互協力)

第3条 千葉図書館、みずほ台図書館、看護栄養学部図書室及び東京図書館相互の間では、図書館資料の運用について協力するものとする。

(業 務)

第4条 附属図書館は、本学の教育・研究に必要な図書、雑誌、その他の図書館資料を収集、管理し、本学の学生・教職員の利用に供するとともに、広く学術の発展に寄与する目的を達成するために、以下の業務を行う。

- 一 附属図書館運営の基本方針に関すること
- 二 附属図書館運営に関する規則の制定及び改廃に関すること
- 三 各キャンパスの図書館及び図書室間の予算配分に関すること
- 四 附属図書館資料に関すること
- 五 その他の必要な事項

(構成員)

第5条 附属図書館は、附属図書館長、附属図書館副館長及び附属図書館事務職員で構成する。

(構成員の任務)

第6条 附属図書館長は、附属図書館に属する図書館資料の効果的な利用のための総合的運用の任にあたる。

2 附属図書館副館長は、附属図書館長を補佐し、附属図書館長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 附属図書館事務職員は、第1項に定める附属図書館長の行う総合的運用の事務を担当する。

(任命)

第7条 附属図書館長は、本館図書館長を兼ねることとし、学長が本学専任教員の中から指名し、理事長がこれを任命する。

2 学長は、必要に応じて附属図書館に副館長を指名して置くことができる。

3 附属図書館事務職員は、本館図書館事務職員が兼ねる。

(任期)

第8条 附属図書館長の任期は2年とする。ただし、2期4年までとする。

2 附属図書館副館長の任期は2年とする。ただし、2期4年までとする。

(附属図書館運営委員会)

第9条 附属図書館の管理運営に関する重要事項を審議するため、附属図書館運営委員会を置く。

2 附属図書館運営委員会に関する必要な事項は、別に定める。

(規程の改正)

第10条 この規程の改正は、大学協議会の議を経て、学長が決定するものとする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。